

無電柱化対策に関する調査－災害に強い安全で良好な インフラ整備に向けて－結果に基づく所見表示

〔制度の概要〕

電線共同溝の建設、管理等に関する道路法の特別措置を定めた「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成7年3月23日法律第39号）（以下、「電線共同溝法」という。）第三条第1項は、「道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線を地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。」こととしている。

また、同法第四条第1項は、「前条第1項の規定による指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占有を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占有の許可を申請することができる。」とするとともに、第2項により「道路管理者は、前条第1項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る道路又は道路の部分について、当該指定の日前になされた道路法第三十二条第2項若しくは第3項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱（いまだ設置に至らないものを含む。）の設置及び管理を行う者に対し、前項の規定による申請を勧告することができる。」こととされており、法律の目的を達成するため、行政側から既設電柱・電線設置者に対して電線共同溝整備による入溝や撤去の指導、働きかけができる規定が設けられている。

なお、電線共同溝法を所管する国土交通省はホームページ公表資料により、無電柱化の推進に関して、「道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。」としており、これにより「安全で快適な通行空間の確保」「都市景観の向上」「都市災害の防止」「情報通信ネットワークの信頼性向上」などの目的を達成することとしている。

このため、電線共同溝整備事業については、道路管理者の施工により電線共同溝本体工事が完了した後に、電線管理者が電線入溝工事を実施し架空線や電柱を撤去するとともに道路復旧工事を実施することにより、はじめて一連の無電柱化事業が完了するものであり、これにより事業の目的が達成されることとなる。

〔調査結果〕

今回、当局が、愛知県内において平成 16 年度以降に電線共同溝の整備が完了した事業の中から 5 事業（直轄国道 2 事業、県管理の補助国道 1 事業、名古屋市管理の県道 1 事業、豊田市管理の市道 1 事業）を抽出し、各事業の実施状況を調査した結果、直轄国道 2 事業について、次のとおり、電線共同溝整備後も一部の電柱が長期にわたり撤去されないままとなっており、改善を要する状況がみられた。なお、当該直轄国道は、いずれも愛知県地域防災計画において第一次緊急輸送道路に指定されており、防災上の観点からもこのような状況を放置しておくことは適切でない。

【事例 1：電柱が使われなくなったとみられる時期から、少なくとも 4 年以上電柱が撤去されないままとなっている例】

国道 1 号星崎電線共同溝は、名古屋市南区元鳴尾町から同市南区寺部通一丁目までの道路延長 2.32 km（整備延長 4.64 km）の区間において、平成 13 年度から 5 工区に分けて整備が図られており、20 年 12 月に全線区間の整備が完了している。

今回、当局が、現地確認（平成 26 年 5 月 1 日実施）を行ったところ、第 2 工区分として整備された名古屋市南区星崎 1 丁目交差点付近の歩道上に、現在は使われていない電柱 2 本が撤去されないままとなっていた。

電柱が撤去されていない理由について、電柱の所有者である N T T 西日本は、①平成 16 年 3 月に撤去する予定であったが、信号線および電力線が移設されていなかったため撤去工事を延期した、②平成 17 年 11 月、撤去対象 33 本のうち 31 本は撤去完了していたため、一部工事竣工を行った。しかし、当該電柱 2 本については電力線が設置されたままであったことから、中部電力㈱に移設依頼を行い、移設完了を待ち撤去することとしていたが、以後の管理等に不備があったものとみられる、③平成 22 年 12 月、N T T の工事会社が電柱が撤去されていないこと、電力線が設置されたままであることを再確認し、中部電力㈱に連絡した経緯があるとの記録が残っているが、それ以後は、対応記録がなく現在に至っているとしている。

一方、当時、電柱を使用していた中部電力㈱は、①残存している電柱をいつ頃まで使用していたかについては確認できる資料がなく不明であるが、星崎電線共同溝の全線区間の整備が完了した際に第 5 工区整備区間内の電線の入溝工事を実施しており、その際に以前から残っていた当該電柱の電線もあわせて撤去したものと考えられる。なお、当該入溝工事が完了したのは平成 22 年 3 月 26 日であることから、それ以降、当該電柱には電線はなかったものとみられる、②電柱の使用に関しては、N T T 西日本との間で共架契約を締結しており、電線を撤去した段階で当方から N T T 西日本に対して連絡するのが通例であるが、本件に関して、そういった連絡調整が行われていたか否かについても不明であるとしている。

こうしたことから、当該電柱は撤去されないまま現在に至ったものとみられる。

【事例2：電柱が使われなくなったとみられる時期から、2年以上電柱が撤去されないままとなっている例】

国道22号枇杷島電線共同溝は、名古屋市西区栄生三丁目から同市西区堀越三丁目までの道路延長2.29km（整備延長4.58km）の区間において、平成18年度から3工区分けて整備が図られており、24年8月に全線区間の整備が完了している。

今回、当局が、現地確認（平成26年5月9日実施）を行ったところ、第3工区分として整備された名古屋市西区堀越2丁目の歩道上に、現在は使われていない電柱1本が撤去されないままとなっていた。

当該電柱の所有者である中部電力㈱の説明によると、電柱は平成24年3月時点で使われなくなったものとみられるとしていることから、それ以降撤去されないまま現在に至ったものと思われる。

なお、このことについて中部電力㈱は、①当該工区の電柱については平成24年3月までに撤去する予定であったが、延期した経緯がある（その理由は確認できない）。②その後、別の工区の電柱の撤去に合わせて26年5月までに撤去申請していたが、社内の連絡不備により、この1本だけが撤去されないままとなったと説明している。

一方、上記の2事例について道路管理者である名古屋国道事務所は、電線共同溝整備後も使われていた電柱が、その後撤去漏れとなっている現状について、当局が指摘するまで気付くことはなかったとしている。

また、電線共同溝本体工事が完了した後は、入溝工事や架空線及び電柱の撤去工事等の施工管理は電線管理者が自ら行っており、個々の電柱についての具体的な状況を把握していないため、道路パトロールにおいて民地への供給が完了している電柱か否かを把握することは困難であるとしている。

〔電柱の撤去漏れが生じないための改善方策を講じる必要性について〕

上記の2事例に関して電柱の撤去漏れが発生した原因は、いずれも電線管理者の錯誤や管理の不備、連絡調整不足によるものとみられ、NTT西日本及び中部電力㈱は、当局の実地調査時において、早急に撤去工事を行う方向で改善措置を講ずるとしている。

一方、電線共同溝の整備主体であり占用許可等を担当している国道事務所が電柱の撤去漏れ（占用廃止届提出後未撤去の場合は不法占用に該当）を把握できない現状は適当でなく、現状のままでは今後も同様の問題が発生するおそれがあり、電線共同溝法の目的（道路の安全かつ円滑な交通の確保等）が達成されないことへの懸念も生じる。

さらに、撤去されないままの電柱が大地震発生時に倒壊し、災害支援に重要な役割を果たす緊急輸送道路（中部地方整備局が直轄管理している国道は、ほぼ全線が第一次緊急輸送道路に指定）の走行に支障となることも想定される。

なお、中部ブロック協議会は、推進計画に掲載された無電柱化実施箇所について、各県協議会を通じて毎年度、道路管理者と電線管理者との調整状況及び施工状況を把握し、結果を取りまとめ担当者会議で紹介しているが、施工状況の結果をみると、上記2事例はいずれも「完了」となっており、把握結果は実態を正確に反映していない。

〔改善所見〕

したがって、中部地方整備局は、電線共同溝整備済区間内において、電柱が撤去されないことにより道路の安全かつ円滑な交通が損なわれることがないようにするとともに、震災等の発生後の緊急輸送に支障が生じないようにするため、①既存電柱・電線管理者に対し、電線共同溝への入溝後は早期に電柱・電線を撤去するよう指導を行うこと。併せて、②今回、当局が指摘した事例について早期撤去を指導すること、更に、③道路管理者と電線管理者との間で、撤去されないままとなっている電柱を把握する方法、及び把握した場合に適時・適切に連携を図って早期撤去するため相互に情報共有する方法を検討する必要がある。

一方、④現在中部ブロック協議会において把握しているとしている事業の進捗状況の区分については、電線共同溝設置工事完了後、既存電柱の抜柱を把握した上で判断するようにされたい。